

東京都青梅市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 30 年 4 月 1 日現在における東京都青梅市の行政区域とする。

青梅市の総面積はおよそ 10,331ha であるが、農業振興地域整備計画における農用地区域、保安林及び国有林地、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園（秩父多摩甲斐国立公園）、自然公園法に規定する都立自然公園（都立羽村草花丘陵自然公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（多摩川上中流河岸断崖のケヤキ-シラカシ林等）は除くこととし、また、青梅市都市計画マスタープランに記載された「自然環境保全・活用ゾーン」についても促進区域から除くものとする（除外区域を除いた促進区域のおよその面積:2,180ha）。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国定公園、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は本区域には含まれていない。

《促進区域対象エリア》

下図のうち、青梅市都市計画マスタープランに掲げる自然環境保全ゾーン（緑色地域）及び自然環境活用ゾーン（薄緑色地域）の地域並びに下図1、図2の地域を除く地域を促進区域とする



図1（左）農業振興地域整備計画における農用地区域、保安林及び国有林地、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
 図2（右）自然公園法に規定する国立公園及び都立公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

- ・茶色 (農用地区域)
- ・緑色 (保安林及び国有林地)
- ・赤色 (鳥獣保護区)
- ・水色 (国立公園及び都立公園)
- ・青色 (国立公園のうち特別地域)
- ・赤色 (特定植物群落)



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

市は、都心から 40～60 km 圏に位置し、東西に 17.2 km、南北に 9 km、市域のほぼ中央を多摩川が東流し、川に沿って平坦な扇状地が広がっている。東部の平地から西部にかけて丘陵地、山地へと様相を変え、緑豊かな山並みと美しい溪谷が市域総面積の約 63% を占める。

歴史的には、古くから木材や石灰を運搬する道路として整備された青梅街道に沿って宿場として栄えた青梅宿が西多摩地域の交流の中心であり、J R 青梅駅とその周辺エリアは、青梅市の中心市街地である。

多摩川と丘陵に挟まれた J R 青梅駅周辺は主要幹線道路も狭隘であるのに対し、中央部から東部地域は平坦な土地が広がっており、工業団地・商業地の開発が進んでいる。

【インフラ整備の状況】

（交通網）鉄道は、J R 青梅線が多摩川に沿って東西に通貫しており、広域道路網としては、都心方面と山梨県方面を結ぶ青梅街道・吉野街道が市内東西方向の交通軸となっている。

また、市東部に首都圏中央連絡自動車道（以下、圏央道）青梅インターチェンジが存在し、圏央道を利用することで北は関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道、南は中央自動車道、東名高速道路の主要高速道路に接続可能で、交通アクセスの面で非常に利便性が高い。

（工業団地）市東部には、西東京工業団地と三ツ原工業団地の二つの工業団地が集積する。西東京工業団地は、1963 年に土地区画整理事業の認定を受け着工、1966 年に完成し、分譲を開始した青梅市と羽村市にまたがる総面積 166.2ha、工場用面積 57.1ha の工業団地である。同工業団地のうち市内の面積は 56.5ha であり、圏央道青梅インターチェンジから車で 10 分、J R 青梅線小作駅から徒歩約 10 分圏内と交通の利便性が高い立地となっている。

三ツ原工業団地は、1978 年に完成し、分譲を開始した、面積 37.7ha、工場用面積 37.5ha の工業団地で、こちらも圏央道青梅インターチェンジに近く、J R 青梅線小作駅からは約 2 km 程度と距離があるものの、小作駅から循環バスが運行しており、同様に交通の利便性に優れた立地条件となっている。

（高圧送電線）圏央道青梅インターチェンジ付近には 275kV の超高压送電線（青梅線、豊岡線）が敷設され、そこから 66kV の特別高圧送電線が青梅市を東西に貫いている。

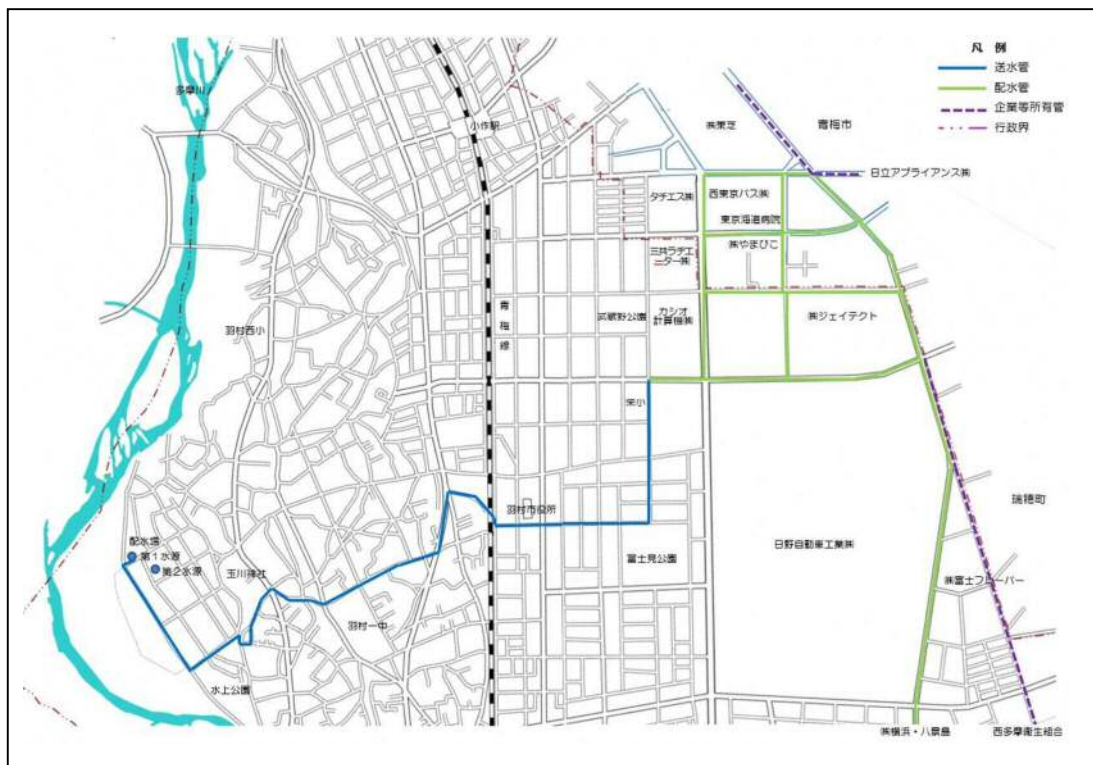
（高圧ガスパイプライン）新潟の南長岡ガス田と直江津 LNG 基地より上信越道、関越道に沿って高圧ガスパイプライン（東京ライン）が敷設されており、そこから圏央道に沿って分岐した口径 12 インチ、圧力 4 Mpa の高圧ガスパイプライン（入間ライン）が青梅市まで敷設されている。

（工業用水）青梅市東部には、隣接する羽村市との境に造成された西東京工業団地への

工業用水供給のため、青梅、羽村地区工業水道企業団が1966年に設立された。

さまざまな産業活動に欠かせない良質な工業用水を多摩川から取水し、安価で安定した水量で、青梅市末広町全域、新町及び藤橋の一部区域内に供給している。

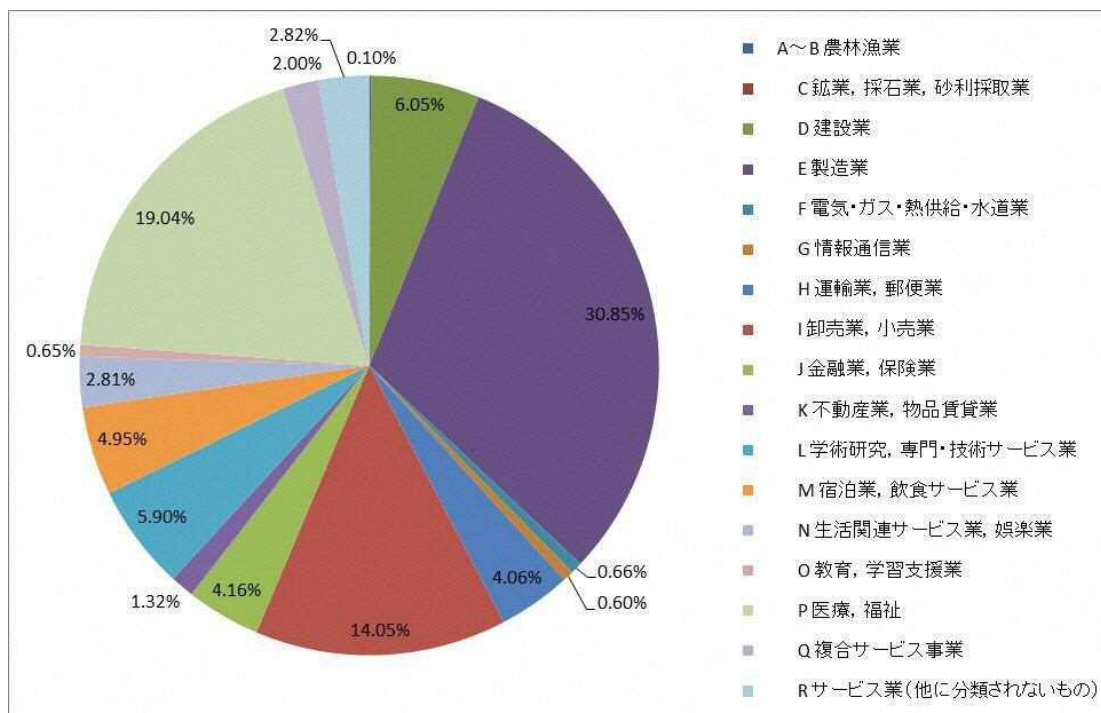
《工業水道供給範囲》



【産業構造】

市の産業構造は、付加価値額で見ると電子部品・機械を中心とする「製造業」が約31%、「医療・福祉」が約19%、「卸売業・小売業」が約14%といった順となっており、製造業を主要産業とし、多くの医療機関・介護福祉施設等が存在する医療・福祉、これらの従業者や家族の経済活動を基礎とする卸売業・小売業等の産業が成立する構造となっている。

図 産業別構成比（付加価値額）



【出典】 平成 28 年経済センサス活動調査

(工業) 青梅市は古くから多摩川の水運、青梅街道の整備による江戸市場にもっとも近い産地という地理的条件を生かした石灰・木材・織物産業が盛んで、特に織物産業については江戸時代から明治時代にかけて絹と木綿を織り交ぜた縞織物である青梅縞、大正時代から昭和時代にかけては布団地等に用いられた青梅夜具地といった商品を代表とする繊維織物工業が地域産業として発展した。

現在も繊維工業は、高度経済成長期を経て事業所数・売上規模は縮小したものの、高い縫製技術を用いたタオル製品や染色技術が高く評価される企業が存在し、織物工業の歴史と伝統を引き継いでいる。

また、市東部の二つの工業団地を中心として、電子機器等の大手製造企業や機械・金属加工の製造業企業が集積しており、多摩地域のハイテク産業の集積の一翼を担うなど力強い産業活動が見られ、電子機器等は市の基幹産業として拡大した。

近年は企業誘致への取り組みの結果、I o T 技術を活用した高い生産性を有する中小企業等これまでの電子機器等の技術を基礎に新たな技術を加えた特色ある企業が現れている。

(医療・福祉) 医療・福祉分野については西多摩地域で唯一の救急救命医療センターを有する青梅市立総合病院等の医療施設、介護保険法の定める特別養護老人ホームが多く存在しており、地域の医療・福祉需要の受け皿となるとともに、地域の雇用の面で大きな役割を果たしている。

(商業) 商業分野では、古くから交通の要所である青梅宿を中心に商圈が形成されてい

たが、近年では御岳・沢井地域の豊かな自然を生かした観光産業の取り組みや青梅宿周辺のレトロな街並み・映画看板等を地域資源として活用した新たなまちづくりが行われている。

（農業）農林漁業分野は、市域の約 65%を森林が占め、農地に適した土地が少なく市域に占める農地の割合が約 5%にとどまっており市産業に占める農林漁業の比率は高くないものの、近年は市内の東京都立畜産試験場で開発された肉質の良い肉用豚である TOKYO-X がブランド化される等、地域特性を生かした品種開発等新たな取り組みも行われている。（出典：第三次青梅市農業振興計画）

【人口分布の状況】

全体面積	103.31 km ²
可住地面積	38.09 km ²
人口	134,708 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）
世帯数	62,910 世帯
人口密度	1,304 人/km ²
可住地人口密度	3,537 人/km ²

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

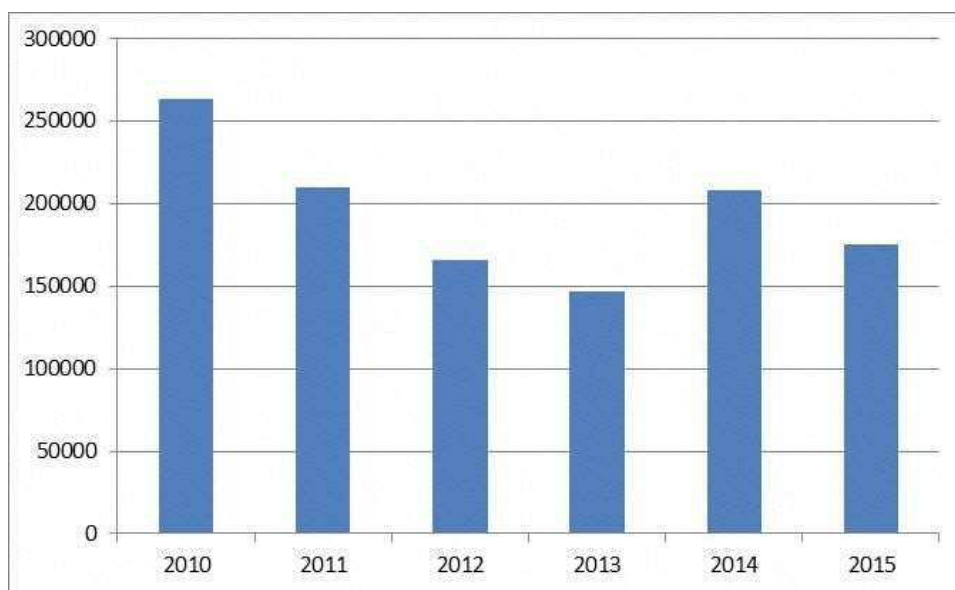
(1) 目指すべき地域の将来像の概略

市の産業は、市内従業者数の約22%（市内2位）、売上高の約26%（2位）、付加価値額の約31%（1位）を製造業が占め、付加価値額の産業別特化係数においても製造業全体で全国平均の約1.5倍、特に業務用機械器具製造業（約6倍）・電子部品等製造業（約5倍）の集積度合が全国平均と比べて特に高い。

また、金属製品・その他機械等の業種においては二つの工業団地に多くの企業が集積しており、少量多品種の受注生産・自社製品を製造する企業の比率が高く、高度な技術力を活かしたものづくりが進められており、製造業は市産業において重要な業種となっている（経済センサス調査平成28年活動調査）。

近年は世界的な競争激化による大手企業の撤退等により電気機械器具等の売上額は減少傾向にあり、これまでの大手電気機械・電子部品等企業を中心とした産業構造は転換点を迎えている。

図 市内製造業の製造品出荷額等（百万円）推移（工業統計調査）



一方で、製造加工技術に高度なIoT技術を加えることで労働生産性を向上させる企業や事業環境の変化に対応したビジネスモデルが高く評価される企業等など、これまでに蓄積した高い技術に新たな技術を加味した新しい製造業モデルの萌芽が見られている。

以上をふまえ、市では、これまでの基盤産業である製造業について、新たな技術であるIoT技術を用いた先進的な取り組みによる生産性の向上を地域内に浸透させ、地域経済を牽引する事業分野として「IoT技術を活用した生産性改善」に関連する新事業の創出を促す。

また、市の産業構造において雇用の面で重要性の大きい医療・福祉分野では、厳しい労働環境による離職率の高さ、人材の確保が課題となっている。農林漁業分野においても就

業者の高齢化、担い手不足が課題となっており、地域経済牽引事業の実施に当たっては市内事業の業種を超えた連携を支援することで、I o T技術を活用した労働生産性の改善を医療・福祉分野及び農林漁業分野に波及させ、質の高い就労環境の創出・維持を図ることで、域内経済循環を活性化させることを目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	-	2,450 百万円	-

(算定根拠)

1 件当たりの平均 140.80 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 12 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.45 倍※1 の波及効果を与え、促進区域で 2,450 百万円の付加価値を創出することを旨す。

$$140.80 \text{ 百万円} \times 12 \text{ 件} \times 1.45 \text{ 倍} = 2,450 \text{ 百万円} \times 2$$

※1 波及効果は、平成 23 年の東京都の生産波及効果係数（全産業）を採用。

※2 百万円以下四捨五入

2,450 百万円は、促進区域の全産業付加価値（203,693 百万円）の約 1.2%に相当し、地域経済の活性化に一定の効果有すると想定される。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業計画の創出件数	-	12 件	-

(算定根拠)

地域経済牽引事業の創出件数は上記「経済効果の目標」における設定のとおり。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、下記（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が11,504万円（東京都1事業所当たりの平均付加価値額（経済センサス - 活動調査（平成28年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2%増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の売上額が開始年度比で2.45%増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

青梅市のロボットやソフトウェア等の生産性向上に係る I o T 技術を活用した第 4 次産業革命

(2) 選定の理由

市における域内経済循環の活性化を進めるに当たり、今後、地価や人件費等のコストが高い都内で競争力を保持するためには製品の付加価値を高めるとともに 1 人当たりの労働生産性を上げることが必要となるが、大規模な資本投入に制約のある中小企業においては、低コストで生産性向上効果の高い設備投資として、I o T 技術を用いた生産工程の最適化が重要な選択肢となる。

これらの課題に対して、市内で早くから生産工程における P C 管理等、I T 技術を用いた生産管理に取り組む企業において、廉価ではん用性の高い市販のスマートモバイル機器を活用して機械の稼働状況等の生産データをリアルタイムで取得し、取得したデータを在庫管理や生産工程の見直しに生かすことで海外の L C C に負けない低コストの生産体制を確立した事例が見られており、中小企業における I o T 技術の導入の先験的事例として高く評価されている。

産学官及びその支援団体で組織された I o T 技術導入の支援組織である「ロボット革命イニシアティブ協議会」では、I o T 技術の中堅・中小企業への導入事例である「I o T ユースケース」を選定・公表しているが、これに市内企業の取組事例 5 件が選定される等、I o T を生産活動に応用し、労働生産性を向上させる取組みが評価される事例が創出されている。

表 ロボット革命イニシアティブ協議会「I o T ユースケース」の選定事例

国内全体での採用件数	210 件
うち青梅市内企業の採用件数	5 件

【出典】ロボット革命イニシアティブ協議会ホームページ

このような I o T 技術を活用した生産性向上に関する一連の取組みについては、これを他の企業に導入可能なソフトウェアとして市販するための研究開発・商標登録等市販化に向けた知的財産の保護手続が進められ、平成 30 年 6 月からサービス提供が開始されており、新たな収益源とするための取組みが進んでいる。

表 I o T 技術を活用した生産管理ソフトの市販化にむけたプロジェクト

登録済み商標の件数	3 件
同プロジェクト参加企業件数	3 社

【出典】ロボット革命イニシアティブ協議会ホームページ

また、平成 29 年 3 月には、I o T 技術を活用した生産性の向上を市内事業所間で共有するための企業間コミュニティ施設が設置された。同スペースは I o T 普及促進のためのオープンイノベーションスペースとして市内事業所が多数参画している I o T ワークショップの開催・I o T 関連機器の試作支援等が行われるとともに、I o T 活用に関する

る事業者向けセミナー・研究会が多数開催されるなど、I o T技術の活用について先進的な取組みを行う企業と市内事業所との情報共有・導入に向けた取組が進んでいる。

また、一般社団法人首都圏産業活性化協会（TAMA協会）と連携し、ワークショップ形式の企業間連携事業を実施しており、デジタルなものづくりに関する企業や人財ネットワークを構築し、地域製造業の競争力強化及び同生産管理システムの潜在顧客の掘り起こしにつなげる活動を始めるなど、I o T技術を活用した生産性の向上の取組について、先進的な事業者が積極的にノウハウ・技術の共有、イノベーションの共有に取り組み、これを支援機関が支援し市内全体に取組を波及させるための体制ができつつある。

表 I o T技術に関する企業間連携の状況

I o T技術を活用した生産管理ソフトに関する研究会・勉強会の開催件数	3件
同研究会・勉強会への参加事業所の件数（延べ数）	76件
I o T技術の活用に関するセミナーの開催件数	3件
I o T技術の導入に向けた課題解決ワークショップに参加中の企業	2社

【出典】青梅市調べ

市では、平成29年度に青梅市商・工業振興プランを策定し、工業分野における重点方針として、1「国の成長戦略に立脚した市内製造業の事業革新」及び2「雇用を生み出す産業・企業の立地促進」を掲げ、新技術による産業構造の変革を見据えた事業革新の推進、地域資源を生かした独自産業の創出、I o T技術を活用した新産業の創出を支援するための事業を実施している。

表 青梅市商・工業振興プランにおける支援（平成29年～平成31年度）

<p>施策方針1 国の成長戦略に立脚した市内製造業の事業革新</p> <p>施策1 新技術による産業構造の変革を見据えた事業革新の推進</p> <p>プランの設定</p> <p>市内製造業の技術力を基盤に、保有技術・技能を活用し、I o T、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット等の新技術を導入した、経営革新と新たなビジネスの創出や新分野参入に向けた技術・製品開発を支援します。また、市内には既に事業にI o Tを導入し生産効率や品質管理能力を向上させるとともに、I o T関連製品の外販にも着手する等、先進的な企業が存在することから、このような企業を事業モデルとして地元企業数社をI o Tのトップランナー企業に育て、その企業が中心となってコミュニティを形成し、そこで得た経験を新たな企業に波及させ、連携しつつも切磋琢磨しながら発展できる環境の実現を推進します。</p>		
平成29年度	平成30年度	平成31年度
・市内企業を対象にI o T啓発セミナー等を実施。	・市内企業による研究会の発足。	・研究会参加企業へのI o T試験導入
・コミュニティスペースの設置検討	・コミュニティスペースの設置活用	・コミュニティの取組みを波及させる方策の検討

【出典】青梅市商工業・振興プラン実行計画より抜粋（地域特性への活用）以上のとおり、市内で取組みが進むI o T技術を活用した生産管

理システムは多品種・小ロット生産を手掛ける市内製造業企業の多くに導入することが可能なビジネスモデルであり、上記のように市内事業所ではこれらを導入し、生産性向上につなげる動きが始まっており、製造業だけでなく医療・福祉分野においても生産性の向上が期待される。

これら I o T 技術を活用した生産管理システム開発から実装までの過程で蓄積した「現場発のノウハウ」を市内のものづくり企業に波及させる取組を体制として整備し、支援することで、青梅市のロボットやソフトウェア等の生産性向上に係る I o T 技術を活用した第 4 次産業革命を推進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

本地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を促進するためには、事業者ニーズの適切な把握及び事業者間のマッチングの効果的な支援等を通じ適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国等の支援策も併用し、積極的な対応で事業コストの低減や立地魅力を活用した本地域ならではの強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① おうめものづくり支援事業補助金の拡充

市内中小製造業者の新商品開発や新技術導入に対する支援であるものづくり支援事業補助金について、承認地域経済牽引事業者等を対象とし、これらの事業者が基本計画を基に、販路拡大、普及啓発、人材育成の取組み等を実施する場合にこれまで以上に手厚い支援ができる制度の拡充を図る。

② 地域経済牽引事業計画の申請を希望する事業者及び承認地域経済牽引事業者への支援体制の確立

市・青梅商工会議所が中心となり、一般社団法人首都圏活性化協会（TAMA協会）等他機関と連携しながら、地域経済牽引事業計画の申請を希望する事業者の申請が円滑に進む相談・カウンセリング体制を確立する。また、承認地域経済牽引事業者に対する計画の円滑な推進に向けた支援体制を確立する。

また、中小企業診断士会等の専門家団体等と連携し、これら団体を通じた申請についても支援が可能な体制を構築する。

③ 青梅市商・工業振興プラン実行計画における本事業の反映

青梅市商・工業振興プラン実行計画に本計画を反映し、市全体として取り組む事業としての位置付けを明確化するとともに、振興プランにおける他の事業との連携を図る。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① HP等情報公開体制の整備

本計画の他、地域の産業用地情報について青梅市HP等で公表するなど、必要な人が必要な時に容易に閲覧できる環境を整備する。

② 市保有情報等の公開に向けた体制整備

地域企業の技術力、生産力の向上のため、市が保有する各種分析・解析結果、技術情報などで資料として開示しているものについては、青梅市HPや広報を活用し適切に公開していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 相談窓口の開設

青梅市商工観光課及び青梅商工会議所内に、事業者の抱える問題解決のための相談窓口

を設置

② 事業環境整備等の提案の受付体制の充実

事業環境整備の提案を受けた場合については、市長等協議の上で対応を図る。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 広域連携の推進（青梅線沿線地域産業クラスター協議会）

J R 青梅線・五日市線・八高線沿線地域に位置する各自治体、商工会議所、商工会並びに一般社団法人首都圏産業活性化協会によって組織される青梅線沿線地域産業クラスター協議会において、承認地域経済牽引事業者が市内外の事業者との幅広い連携を支援できる体制を整備する。

② 産学官金連携の推進

市が創業支援事業において連携協定を結ぶ青梅信用金庫をはじめとする域内外の企業・大学との産学官金連携の拡充を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 30 年度	平成 31 年度から 平成 34 年度	平成 35 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① おうめものづくり支援事業補助金の拡充	関係要綱の改正を検討	要綱改正	運用
② 地域経済牽引事業計画の申請を希望する事業者及び承認地域経済牽引事業者への支援体制の確立	支援に関する事務要領の策定	運用	運用
③ 青梅市商・工業振興プラン実行計画における本事業の反映	青梅市商・工業振興プラン実行計画に地域経済牽引企業創出に向けた実行計画を追加策定	計画実施	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① H P 等情報公開体制の整備	情報共有支援体制の協議・推進事業者の選出	情報共有支援事業の実施	運用
② 市保有情報等	対象となる情報の	運用	運用

の公開に向けた体制整備	整理、公開手続等の体制整備		
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口の開設	計画同意後、速やかに相談窓口を開設	運用	運用
② 事業環境整備等の提案の受付体制の充実	提案の取扱・処理基準を検討・整備	運用	運用
【その他】			
① 広域連携の推進（青梅線沿線地域産業クラスター協議会）	・地域経済牽引事業の創出に向け、同協議会において必要な連携策の検討	・地域経済牽引事業の創出に向け必要な連携策の実施	運用
② 産学官金連携の推進	・地域経済牽引事業の創出に向け必要な連携策の検討	・地域経済牽引事業の創出に向け必要な連携策の実施	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引支援事業の実施に当たり、市及び青梅商工会議所、域内製造業事業所によって構成する青梅市工業振興対策審議会を核として、地域経済牽引事業の推進に当たり必要な施策及び市内事業所間の連携において必要な支援体制を検討し、支援を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 青梅商工会議所

青梅商工会議所では、平成 29 年に工業部会・機械電子部会に I o T の活用を支援するため「I o T 推進分科会」を組織し、市内製造業事業所を中心に 20 社程度が参画、市内の金属製品製造産業で培われた I o T 技術を他企業へ移転できるよう、パイロット企業を選定して具体的な適用プロジェクトを進めている。

また、各企業に I o T の最新情報を提供するとともに、安価で素早い導入を実現するために、自社開発のノウハウ獲得を目指したワークショップの開催等を実施している。

表 青梅商工会議所 I o T 推進分科会における支援の状況（平成 29 年）

市内における I o T 技術の活用に関する研究会等の開催件数	4 回
同研究会等への参加企業件数（延べ数）	65 事業所
I o T 推進分科会において進行中の共同事業	1 件

【出典】青梅市調べ

これらの取組みに加えて、次の支援事業を行う。

1 地域経済牽引事業計画の申請にかかる相談・コンサルティング事業

地域経済牽引事業計画の申請を希望する事業者に向けて、事業計画の策定支援等の相談・コンサルティングを実施し、事業計画の円滑な作成を支援

2 承認地域経済牽引事業者に対する定期的フォロー事業

承認地域経済牽引事業者について、他機関と連携しながら継続的に計画の運用状況についてフォローを実施。他の承認地域経済牽引事業者との連携等の相談を受け付け、計画の円滑な実施を支援

② 一般社団法人首都圏産業活性化協会（TAMA協会）

一般社団法人首都圏産業活性化協会（TAMA協会）では、平成 29 年に I o T 技術活用に関するセミナー「スマートなものづくりを考える会」を開催し、広域多摩地域の中小製造業を対象にデジタルなものづくり・I o T に関する情報共有や技術ノウハウの支援・蓄積を支援している。

さらに、市内企業と連携して、ワークショップ形式による企業連携事業を企画・運営し、企業や人財ネットワークの構築支援を図っている。

表 一般社団法人首都圏産業活性化協会（TAMA協会）における I o T 技術の活用支援事業の状況（平成 29 年）

I o T セミナー「スマートなものづくりを考える会」の開催件数	4 回
同研究会等への参加企業件数（延べ数）	129 事業所

【出典】青梅市調べ

これらの取組みに加えて、次の支援事業を行う。

- 1 地域牽引事業計画の策定を希望する事業者に対する事業計画策定の支援
- 2 I o Tに関するセミナー・研究会等の開催、産学連携・研究開発の推進

③ 青梅線沿線地域産業クラスター協議会

次の支援事業を行う。

- 1 承認地域経済牽引事業者に対する青梅線沿線地域における企業間連携・情報共有に係る支援体制の整備
- 2 協議会構成団体間における地域経済牽引事業計画の運用に関する情報共有・先進団体等の取組事例の相互共有

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

地域経済牽引事業の促進に当たっては、環境基本法等の環境保全関係諸法令、第2次青梅市環境基本計画に基づき、新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園（秩父多摩甲斐国立公園）、自然公園法に規定する都立自然公園（都立羽村草花丘陵自然公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落に近接している区域での事業実施に当たっては、多様な自然環境に十分配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

- ・企業の事業所付近、特に車両出入口、交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。
- ・交通事故防止等のため、ガードレール設置、街路灯の設置、歩道の確保など、交通安全対策を進めていく。
- ・冬期間、道路凍結による事故を防ぐため、除雪、凍結防止に努める。
- ・地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、活動に必要な物品、場所等を提供するなどの支援・協力を努める。
- ・犯罪又は事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
- ・防犯意識向上の啓発及び防犯カメラや防犯性の高い施錠等防犯設備の充実を求めていく。
- ・犯罪が起きにくい防犯性の高い道路、公園等の整備普及を図る。

(3) その他

P D C A体制の整備

地域の行政・支援機関・産業団体の代表者が集う会議体（青梅市工業振興対策審議会）を活用しながら、有識者による評価（基本計画の進捗状況の把握、効果の検証、計画変更の検討など）を年1回行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成35年度末日までとする。